

静岡県教育委員会訓令甲第3号

本 庁
各 教 育 事 務 所 長
各 教 育 機 関
各 県 立 学 校

静岡県教育委員会事務決裁規程（平成30年静岡県教育委員会訓令甲第4号）の一部を次のように改める。

令和5年3月28日

静岡県教育委員会教育長 池上重弘

改正前	改正後														
<p>(決裁又は専決) 第3条 次の各号の表の左欄に掲げる者が決裁又は専決する事項（以下「決裁事項」という。）は、それぞれ同表の右欄に掲げるものとする。ただし、上司から命があった場合は、この限りでない。 (1) 本庁</p>	<p>(決裁又は専決) 第3条 次の各号の表の左欄に掲げる者が決裁又は専決する事項（以下「決裁事項」という。）は、それぞれ同表の右欄に掲げるものとする。ただし、上司から命があった場合は、この限りでない。 (1) 本庁</p>														
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="193 976 448 1023">決裁者等</th> <th data-bbox="448 976 786 1023">決裁事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="193 1023 786 1070">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="193 1070 448 2024">参事（政策管理担当）</td> <td data-bbox="448 1070 786 2024">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	決裁者等	決裁事項	(略)		参事（政策管理担当）	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="818 976 1074 1023">決裁者等</th> <th data-bbox="1074 976 1406 1023">決裁事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="818 1023 1406 1070">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="818 1070 1074 1167">理事（政策管理担当）</td> <td data-bbox="1074 1070 1406 1167">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="818 1167 1074 2024">理事（新図書館担当）</td> <td data-bbox="1074 1167 1406 2024"> <p>(1) <u>各課間の所掌事務の調整に関すること（新図書館に関することに限る。）。</u></p> <p>(2) <u>国、公共団体その他公益団体行事に対する後援（例年のものを除く。）に関すること（新図書館に関することに限る。）。</u></p> <p>(3) <u>本庁の課長の服務管理及び出張命令に関すること（新図書館に関することに限る。）。</u></p> <p>(4) <u>その他重要な事務の処理に関すること（新図書館に関することに限る。）。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	決裁者等	決裁事項	(略)		理事（政策管理担当）	(略)	理事（新図書館担当）	<p>(1) <u>各課間の所掌事務の調整に関すること（新図書館に関することに限る。）。</u></p> <p>(2) <u>国、公共団体その他公益団体行事に対する後援（例年のものを除く。）に関すること（新図書館に関することに限る。）。</u></p> <p>(3) <u>本庁の課長の服務管理及び出張命令に関すること（新図書館に関することに限る。）。</u></p> <p>(4) <u>その他重要な事務の処理に関すること（新図書館に関することに限る。）。</u></p>
決裁者等	決裁事項														
(略)															
参事（政策管理担当）	(略)														
決裁者等	決裁事項														
(略)															
理事（政策管理担当）	(略)														
理事（新図書館担当）	<p>(1) <u>各課間の所掌事務の調整に関すること（新図書館に関することに限る。）。</u></p> <p>(2) <u>国、公共団体その他公益団体行事に対する後援（例年のものを除く。）に関すること（新図書館に関することに限る。）。</u></p> <p>(3) <u>本庁の課長の服務管理及び出張命令に関すること（新図書館に関することに限る。）。</u></p> <p>(4) <u>その他重要な事務の処理に関すること（新図書館に関することに限る。）。</u></p>														

参事（学校教育担当）	（略）
主管課長	所掌する事務又は課内の職員に係る次に掲げる事項 (1)～(6) （略） (7) （略）
（略）	

(2)・(3) （略）

2～4 （略）

（代決）

第4条 次の各号の表の左欄に掲げる者の代決をする者は、それぞれ同表の右欄に掲げる者とする。

(1) 本庁

決裁者等	代決者
（略）	
教育部長	<u>参事（政策管理担当）</u>
<u>参事（政策管理担当）</u>	参事（政策管理担当）があらかじめ指定した者
参事（学校教育担当）	（略）
（略）	

(2)・(3) （略）

2 （略）

参事（学校教育担当）	（略）
主管課長	所掌する事務又は課内の職員に係る次に掲げる事項 (1)～(6) （略） (7) <u>前条第17号に掲げるもののほか、所掌する事務に係る職員の服務管理に関し、人事発令を要するなど、本庁で処理すべきこと（人事を担当する主管課長に限る。）。</u> (8) （略）
（略）	

(2)・(3) （略）

2～4 （略）

（代決）

第4条 次の各号の表の左欄に掲げる者の代決をする者は、それぞれ同表の右欄に掲げる者とする。

(1) 本庁

決裁者等	代決者
（略）	
教育部長	<u>理事（政策管理担当）</u>
<u>理事（政策管理担当）</u>	理事（政策管理担当）があらかじめ指定した者
<u>理事（新図書館担当）</u>	理事（新図書館担当）があらかじめ指定した者
参事（学校教育担当）	（略）
（略）	

(2)・(3) （略）

2 （略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この訓令甲は、令和5年4月1日から施行する。